

伊方町再生可能エネルギー発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例  
施行規則の一部を改正する規則

伊方町再生可能エネルギー発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例施行  
規則（令和4年伊方町規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示す  
ように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（事前協議）</u></p> <p><u>第3条 条例第10条第1項に規定する協議</u> <u>は、事業に着工する90日前までに再生可</u> <u>能エネルギー発電事業計画書（様式第1</u> <u>号）に次に掲げる書類を添付して行うも</u> <u>のとする。</u></p> <p><u>（1）位置図及び区域図</u> <u>（2）地籍図（地番、地目、所有者等）</u> <u>（3）現況写真</u> <u>（4）その他町長が必要と認める書類</u> <u>（事業の届出）</u></p> <p><u>第4条 条例第12条第1項に規定する届出</u> <u>は、事業に着工する60日前までに、</u> <u>_____</u> <u>_____再生可能エネルギー発電事業</u> <u>届出書（様式第2号）に関係書類を添付</u> <u>して行うものとする。</u></p> <p><u>2 条例第12条第3項の規定による変更の</u> <u>届出は、事業者変更届出書（様式第3号</u> <u>_____）により行うものとする。</u></p> <p><u>3 条例第12条第4項の規定による変更の</u> <u>届出は、事業変更届出書（様式第4号）</u> <u>に、第1項の関係書類のうち変更を行う</u> <u>事項に係る書類を添付して行うものとする。</u></p> <p><u>4 事業者は、前3項の届出について、正</u> <u>本及び副本を提出しなければならない。</u></p>	<p><u>（事業の届出）</u></p> <p><u>第3条 条例第11条第1項に規定する届出</u> <u>は、事業に着工する60日前までに、再生</u> <u>可能エネルギー発電事業計画書（様式第</u> <u>1号）及び再生可能エネルギー発電事業</u> <u>届出書（様式第2号）に関係書類を添付</u> <u>して行うものとする。</u></p> <p><u>2 条例第11条第2項の規定による変更の</u> <u>届出は、事業者変更届出書（様式第3号</u> <u>及び第4号）により行うものとする。</u></p> <p><u>3 事業者は、前2項の届出について、正</u> <u>本及び副本を提出しなければならない。</u> <u>（意見書の提出）</u></p> <p><u>第4条 条例第12条第1項及び第13条第1</u></p>

項の規定による意見書及び再意見書の提出は、(再)意見書(様式第4号の2)により行うものとする。

(見解書の提出)

第5条 条例第12条第2項及び第13条第2項の規定による見解書及び再見解書の提出は、(再)見解書(様式第4号の3)により行うものとする。

(同意の通知)

第6条 町長は、条例第14条第1項及び第15条による同意の可否を決定したときは、再生可能エネルギー発電事業(変更)同意通知書(様式第4号の4)又は再生可能エネルギー発電事業(変更)不同意通知書(様式第4号の5)により当該事業者に通知するものとする。

2 条例第14条第2項の規定による通知は、改善通知書(様式第4号の6)によるものとする。

(審査)

第7条 条例第16条に規定する審査において、伊方町環境審議会に諮問を要しないものは、次に掲げるものとする。

(1) 略

(2) 良好な生活環境及び自然環境等にも特段の影響を及ぼさず、かつ、周辺関係者の理解が得られていると認められるとき。

(3)・(4) 略

(審査基準)

第8条 条例第17条第1項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 略

(2) 事業区域の周辺地域における良好な生活環境及び自然環境等の保全に関する事項

(審査)

第5条 条例第13条に規定する審査において、伊方町環境審議会に諮問を要しないものは、次に掲げるものとする。

(1) 略

(2) 生活環境及び自然環境にも特段の影響を及ぼさず、かつ、周辺関係者の理解が得られていると認められるとき。

(3)・(4) 略

(審査基準)

第6条 条例第14条第1項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 略

(2) 事業区域の周辺地域における良好な自然環境等の保全に関する事項

ア～キ 略

ク 該当行政区については、その行政区の同意を得られていること。また、事業区域から風力発電設備においては200メートル、太陽光発電設備については50メートルの範囲内に住宅等がある場合は、当該住宅等の居住者及び管理者の同意を得られていること。

ケ～シ 略

(3) 略

(4) 周辺関係者との良好な関係性に関する事項

ア 事業計画の内容及び施設の設置について、該当行政区の同意及び近隣住民等の同意が得られていること。

イ 略

(審査結果)

第7条 条例第15条第1項の規定による審査結果の通知は、審査結果通知書（様式第5号）により行うものとする。

2 条例第15条第3項の規定による届出は、審査意見措置届出書（様式第6号）により行うものとする。

(事業の実施に係る届出)

第8条 条例第16条第1項の規定による事業の着手、完了、中止又は再開の届出は、工事届出書（様式第7号）により行うものとする。

(標識)

第9条 条例第17条に規定する標識（以下「標識」という。）は、次に掲げる事項について記載するものとし、工事が完了するまでの間、表示しなければならない。

ア～キ 略

ク～サ 略

(3) 略

(4) 周辺関係者との良好な関係性に関する事項

ア 事業計画の内容及び施設の設置について、当該事業区域の周辺関係者に対してあらかじめ説明会を開催して、近隣住民等の理解が得られるよう努めていること。

イ 略

(審査結果)

第9条 条例第18条第1項の規定による審査結果の通知は、審査結果通知書（様式第5号）により行うものとする。

2 条例第18条第3項の規定による届出は、審査意見措置届出書（様式第6号）により行うものとする。

(事業の実施に係る届出)

第10条 条例第19条第1項の規定による事業の着手、完了、中止又は再開の届出は、工事届出書（様式第7号）により行うものとする。

(標識)

第11条 条例第20条に規定する標識（以下「標識」という。）は、次に掲げる事項について記載するものとし、工事が完了するまでの間、表示しなければならない。

<p>(1)～(8) 略 (施設の廃止)</p> <p><u>第10条</u> <u>条例第19条第1項</u>に規定する届出は、施設を廃止しようとする日の30日前までに、施設廃止届出書（<u>様式第8号</u>）により行うものとする。</p> <p>2 <u>条例第19条第2項</u>に規定する届出は、廃止の完了の日から起算して30日以内に行うものとする。</p> <p>3 略 (身分証明書)</p> <p><u>第11条</u> <u>条例第20条</u>に規定する職員は、身分証明書（<u>様式第9号</u>）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。 (指導又は勧告)</p> <p><u>第12条</u> <u>条例第21条第1項</u>の指導又は勧告は、指導・勧告通知書（<u>様式第10号</u>）により行うものとする。 (公表)</p> <p><u>第13条</u> <u>条例第22条第2項</u>に規定する事前の公表通知は、公表の事前通知書（<u>様式第11号</u>）により行うものとする。</p> <p><u>第14条</u> 略</p>	<p>(1)～(8) 略 (施設の廃止)</p> <p><u>第12条</u> <u>条例第22条第1項</u>に規定する届出は、施設を廃止しようとする日の30日前までに、施設廃止届出書（<u>様式第8号</u>）により行うものとする。</p> <p>2 <u>条例第22条第2項</u>に規定する届出は、廃止の完了の日から起算して30日以内に行うものとする。</p> <p>3 略 (身分証明書)</p> <p><u>第13条</u> <u>条例第23条</u>に規定する職員は、身分証明書（<u>様式第9号</u>）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。 (指導又は勧告)</p> <p><u>第14条</u> <u>条例第24条第1項</u>の指導又は勧告は、指導・勧告通知書（<u>様式第10号</u>）により行うものとする。 (公表)</p> <p><u>第15条</u> <u>条例第25条第2項</u>に規定する事前の公表通知は、公表の事前通知書（<u>様式第11号</u>）により行うものとする。</p> <p><u>第16条</u> 略</p>
--	--

様式第1号中

ク	該当行政区については、その行政区の同意を得られていること。また、事業区域から風力発電設備においては200メートル、太陽光発電設備については50メートルの範囲内に住宅等がある場合は、当該住宅等の居住者及び管理者の同意を得られていること。		
ケ	騒音については、最も近い住宅地において、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく騒音に関する環境基準「専ら住宅の用に供される地域」に係る基準値内（昼間55dB以下、夜間45dB以下）とする。		
コ	風力発電設備の事業区域が住宅等に近接している場合は、風力発電設備の羽根の回転に伴って地上に明暗が生じる現象を含めた、日影対策のための適切な措置が講じられていること。		
サ	風力発電設備の設置にあたっては、テレビジョン放送の電波その他の電波に障害を発生させないための必要な措置が講じられていること。		


を

ク 騒音については、最も近い住宅地において基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項に基づく騒音に関する環境基準「専ら住宅のされる地域」に係る基準値内（昼間55dB以下、夜間45dB以下）とする。
ケ 風力発電設備の事業区域が住宅等に近接し場合は、風力発電設備の羽根の回転に伴って明暗が生じる現象を含めた、日影対策のための措置が講じられていること。
コ 風力発電設備の設置にあたっては、テレビ放送の電波その他の電波に障害を発生させないための必要な措置が講じられていること。

、環境の規定用に供、夜		
ている地上にの適切		
ジョンいたため		

に、「該当行政区の

同意及び近隣住民等の同意が得られていること。」を「当該事業区域の周辺関係者に対してあらかじめ説明会を開催して、近隣住民等の理解が得られるよう努めていること。」に改める。

様式第2号中「（第4条関係）」を「（第3条関係）」に改め、「及び同意書の写

理解状況	同意書等	意見・要望及び対応

し」及び「同意書（写し）・・・様式自由」を削り、

を	理解状況	意見・要望及び対応	に改め、「及び同意書等（様式自由）」を削る。

様式第3号中「（第4条関係）」を「（第3条関係）」に、「第12条3項」を「第11条第2項」に改める。

様式第4号中「（第4条関係）」を「（第3条関係）」に、「第12条第4項」を「第11条第2項」に改め、同様式の次に次の4様式を加える。

様式第4号の2(第4条関係)

(再) 意見書

年 月 日

伊方町長 様

住所

氏名

※自署の場合は押印不要

電話番号

あなた（貴社）の事業計画について、伊方町再生可能エネルギー発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第12条第1項（第13条第1項）の規定に基づき、次のとおり意見します。

事業区域	所在地
------	-----

	面 積	
再生可能エネルギー源の種類	<input type="checkbox"/> 太陽光	<input type="checkbox"/> 風 力
住 民 説 明 会	開 催 日 時	年 月 日 時から 時まで
	開 催 場 所	
意見		

様式第4号の3(第5条関係)

(再) 見解書

年 月 日

伊方町長 様

住所 (所在地)

氏名 (名称及び代表者氏名)

※自署の場合は押印不要  
 ※法人の場合は原則として記名押印が必要

電話番号

年 月 日にご提出いただいた意見書について、伊方町再生可能エネルギー発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第12条第2項(第13条第2項)の規定に基づき、次のとおり見解を提出します。

事 業 区 域	所 在 地	
---------	-------	--

	面 積	
再生可能エネルギー源の種類		<input type="checkbox"/> 太陽光 <input type="checkbox"/> 風 力
住 民 説 明 会	開 催 日 時	年   月   日      時から      時まで
	開 催 場 所	
意見に対する見解		

様式第4号の4(第6条関係)

再生可能エネルギー発電事業（変更）同意通知書

第            号

年   月   日

様

伊方町長



伊方町再生可能エネルギー発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第14条  
第1項の規定により、次の事業について同意します。

記

事 業 区 域	所 在 地	
	面 積	
再生可能エネルギー源の種類		<input type="checkbox"/> 太陽光 <input type="checkbox"/> 風 力
太陽電池モジュールの総面積等	パネル枚数	m <sup>2</sup> 枚



風力発電設備の高さ等	設置数	m 基
想定発電出力		kW
想定年間発電電力量		kWh
同意の条件等		

様式第4号の5(第6条関係)

再生可能エネルギー発電事業(変更)不同意通知書

第 号  
年 月 日

様

伊方町長



伊方町再生可能エネルギー発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第15条の規定により、次の事業について同意することができません。

記

事業区域	所在地 面積	
再生可能エネルギー源の種類		<input type="checkbox"/> 太陽光 <input type="checkbox"/> 風力
太陽電池モジュールの総面積等	パネル枚数	m <sup>2</sup> 枚

風力発電設備の高さ等	設置数	m 基
想定発電出力		kW
想定年間発電電力量		kWh
同意することができない理由		

様式第4号の6(第6条関係)

改善通知書

第 号  
年 月 日

様

伊方町長



伊方町再生可能エネルギー発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第14条  
第2項の規定により、次のとおり通知します。

記

事業区域	所在地 面積	
再生可能エネルギー源の種類		<input type="checkbox"/> 太陽光 <input type="checkbox"/> 風力

生活環境の保全上支障が生じるおそれがあると認める内容

改善を求める内容

様式第5号中「(第7条関係)」を「(第9条関係)」に、「第15条第1項」を「第18条第1項」に改め、「※1 条例第12条2項に該当する事業の場合、同意を得ないで事業の工事に着手した場合は、指導・勧告の対象となります。」を削り、「※2」を「※1」に改める。

様式第6号中、「(第7条関係)」を「(第9条関係)」に、「第15条」を「第18条」に改める。

様式第7号中、「(第8条関係)」を「(第10条関係)」に、「第16条」を「第19条」に改める。

様式第8号中、「(第10条関係)」を「(第12条関係)」に、「第19条」を「第22条」に改める。

様式第9号中、「(第11条関係)」を「(第13条関係)」に、「第20条」を「第23条」に改める。

様式第10号中「(第12条関係)」を「(第14条関係)」に、「第21条」を「第24条」に、「第22条」を「第25条」に改める。

様式第11号中「(第13条関係)」を「(第15条関係)」に、「第22条」を「第25条」に改める。

## 附 則

この規則は、令和5年7月6日から施行する。